

「長柄鋏」意匠権侵害差止等請求事件：大阪地裁平成 22(ワ)4770・平成 22 年 12 月 16 日（26 民部）判決 認容

### 【キーワード】

意匠の類似，意匠の類否判断基準，意匠法 24 条 2 項，登録意匠の要部，公知意匠，需要者と当業者，登録無効事由

### 【主 文】

- 1 被告は，別紙被告製品目録記載の製品を製造し，譲渡し，又は譲渡のために展示してはならない。
- 2 被告は，前項記載の製品を廃棄せよ。
- 3 被告は，原告 P に対し，1 万 4 3 6 0 円及びこれに対する平成 22 年 9 月 1 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員を支払え。
- 4 被告は，原告ニシガキ工業株式会社に対し，5 7 万 8 6 6 8 円及びこれに対する平成 22 年 9 月 1 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員を支払え。
- 5 原告ニシガキ工業株式会社のその余の請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は，原告 P に生じた費用の全部，原告ニシガキ工業株式会社に生じた費用の 3 分の 1 及び被告に生じた費用の 3 分の 2 を被告の負担とし，その余を原告ニシガキ工業株式会社の負担とする。
- 7 この判決は，第 1，第 3 及び第 4 項に限り，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

- 1 前提事実（証拠等の掲記のない事実は，当事者間に争いがない。）
  - (1) 本件意匠権  
原告 P は，次の意匠登録（以下「本件意匠登録」といい，その登録意匠を「本件登録意匠」という。）に係る意匠権（以下「本件意匠権」という。）を有している。  
登録番号 第 9 5 5 9 8 1 号  
登録日 平成 8 年 3 月 2 6 日  
出願日 平成 6 年 5 月 1 2 日  
意匠に係る物品 長柄鋏  
登録意匠 別紙意匠公報記載のとおり
  - (2) 被告の行為  
ア 被告（株式会社小林鉄工所）は，業として別紙被告製品目録記載の製品（以下「被告製品」という。）を製造し，譲渡し，譲渡のために展示して

いる。

イ 被告製品の意匠（以下「被告意匠」という。）は、別紙被告意匠の説明図面のとおりである。

(3) 物品の類似性

被告製品は長柄鋏であり、本件登録意匠に係る物品と同一である。

## 2 原告らの請求

本件において、原告らは、被告に対して以下の請求をしている。

(1) 原告Pの請求

被告意匠が本件登録意匠に類似し、被告製品を製造販売する行為が本件意匠権を侵害すると主張して、意匠法37条1項に基づく被告製品の製造・譲渡等の差止め及び同条2項に基づく同製品の廃棄並びに本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償として1万4360円及びこれに対する不法行為の後の日である平成22年9月1日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の各支払い。

(2) 原告ニシガキ工業株式会社（以下「原告会社」という。）の請求被告による上記(1)の本件意匠権侵害により、原告会社が原告Pから許諾を受けた独占的通常実施権が侵害されたと主張して、当該独占的通常実施権侵害の不法行為に基づく損害賠償として147万8668円及びこれに対する不法行為の後の日である平成22年9月1日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の各支払い。

## 3 争点

(1) 被告意匠が本件登録意匠と類似するか（争点1）

(2) 本件意匠登録が意匠登録無効審判により無効とされるべきものか（争点2）

(3) 損害の額（争点3）

### 【判 断】

#### 1 争点1（被告意匠の形態が本件登録意匠の形態と類似するか）について

(1) 本件登録意匠の構成態様

証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、本件登録意匠は以下の構成態様を備えることが認められる（別紙本件登録意匠の説明図面参照）。

ア 基本的構成態様

以下の各部からなる長柄鋏であり、刃部と固定連結部及び持ち手部（柄部とジョイント部を合わせた部分をいう。以下同じ。）の比率が、およそ1：7：4である。

(ア) それぞれ円筒形の可動柄及び固定柄を有する柄部

- (イ) 下端部が固定柄に連設された固定フレームと，下端部が可動柄に連設され，上端部が固定フレームの中間部に枢支された可動フレームとを有するジョイント部
- (ウ) 下端部が固定フレームに連設されている円筒形の固定連結部
- (エ) 固定連結部の上端に連設された固定刃と，固定刃に取り付けられた可動刃とを有する刃部

#### イ 具体的構成態様

##### (ア) 柄部の態様

可動柄及び固定柄の下端部にグリップが嵌められ，このグリップの外周面は，平滑に形成されている。また，可動柄及び固定柄の外周面は，平滑に形成されている。

##### (イ) ジョイント部の態様

###### a 固定フレームの態様

固定フレームは，支持枠と，支持枠の上端部に連設された円筒体とを備える。

支持枠は，正面視において，上端部から下端部に行くに従って幅が狭くなるように形成され，かつ細長い帯状に形成されている。すなわち，支持枠の左側端縁は，円筒体の上端から固定柄の上端にかけて延びており，支持枠の上端から下端に行くに従って，緩やかな円弧を描くように支持枠の中心線に近づくように延びている。

支持枠の右側端縁は，円筒体の下端から固定柄の上端にかけて延びており，支持枠の上端から下端に行くに従って，緩やかな円弧を描くように支持枠の中心線に近づくように延びている。

支持枠の下端の幅は，固定柄の幅と同一に形成されている。また，支持枠の中間部に，可動フレームの上端部を枢支する第1枢支ピンが設けられている。

###### b 可動フレームの態様

可動フレームは，その中間部の右端縁部に被せて取り付けられた，第2枢支ピンを有する留め部を備える。第2枢支ピンは，固定フレームの右側端縁よりも外側に設けられている。

また，正面視において，可動フレームの下端部の幅は，可動柄の幅と同一に形成されている。

###### c 固定連結部及び柄部の連結態様

ジョイント部は，固定連結部の中心線が固定柄の中心線と交差し，かつ柄を閉じた状態における可動柄の中心線と平行になるよう，固定連結部と固定柄及び可動柄を連結している。

(ウ) 固定連結部の態様

可動連結部の下端部は、第2枢支ピンを介して可動フレームと連結されている。

(エ) 刃部の態様

a 固定刃の態様

固定刃は、湾曲部と、湾曲部の下端に連設された可動刃連結部とを有する。正面図において、可動刃連結部の下部の右側端部は、固定連結部の上端に設けられた円筒状取付具に一体的に取り付けられている。

b 可動刃の態様

可動刃は、扇状に形成された扇状刃と、扇状刃の基部から「く」の字状に延設された延長部とを備え、扇状刃の基部と固定刃の可動刃連結部とを係合する係合ピンにより、固定刃に取り付けられている。また、延長部の端部は、固定連結部の上方に位置し、可動連結部の上端と第3枢支ピンを介して連結されている。

(2) 被告意匠の構成態様

弁論の全趣旨によれば、被告意匠は以下の構成態様を備えるものと認められる（別紙被告意匠の説明図面参照）。

ア 基本的構成態様

以下の各部からなる長柄鋏であり、刃部と固定連結部及び持ち手部を含む。)の比率が、およそ1：7：4である。

(ア) それぞれ円筒形の可動柄及び固定柄を有する柄部

(イ) 下端部が固定柄に連設された固定フレームと、下端部が可動柄に連設され、上端部が固定フレームの中間部に枢支された可動フレームとを有するジョイント部

(ウ) 下端部が固定フレームに連設されている円筒形の固定連結部

(エ) 固定連結部の上端に連設された固定刃と、固定刃に取り付けられた可動刃とを有する刃部

イ 具体的構成態様

(ア) 柄部の態様

可動柄及び固定柄の下端部にグリップが嵌められ、このグリップの外周面には、グリップの延在方向に直交する方向に延びる複数の凹溝が形成されている。また、可動柄及び固定柄の外周面全体に亘って可動柄及び固定柄の延在方向に沿って複数の凹溝が形成されている。

(イ) ジョイント部の態様

a 固定フレームの態様

固定フレームは、支持枠と、支持枠の上端部に連設された円筒体と、固

定フレームの右側面の上部及び下部に突設された2つのリブ部とを備える。上部のリブ部は円筒体の上端から支持枠の膨出部まで延びるように形成され、下部のリブ部は支持枠の膨出部から支持枠の下端部まで延びるように形成されている。上部のリブ部には、その中間部に貫通孔が形成されている。

支持枠は、正面視において、上端から中間部に行くに従って幅が広くなるように形成され、かつ中間部から下端に行くに従って幅が狭くなる形状に形成されている。すなわち、支持枠の左側端縁は、円筒体の下端から固定柄の上端にかけて延びており、左側端縁の中間部に外側方向に半円状に突出する膨出部を有し、この膨出部を除き、緩やかな円弧を描いて、支持枠の中心線と略等間隔を保ちながら延びている。膨出部は、可動フレームの上端部を枢支する第1枢支ピンを有する。

また、固定フレーム（支持枠）の左側面に前記2つのリブがあるため、ジョイント部正面から観察すると、支持枠の左側縁部のシルエットは、貫通孔と膨出部との間が緩やかに窪んでいるものの、全体としては、円筒体の上端から固定柄の上端にかけて、緩やかな円弧を描くような形状として見える。

支持枠の右側端縁は、円筒体の下端から固定柄の上端にかけて延びており、支持枠の中心線の右方に張り出した張出部が形成されている。支持枠の右側端縁は、支持枠の上端から中間部に行くに従って支持枠の中心線から離れるように形成され、かつ支持枠の中間部から下端に行くに従って支持枠の中心線に近づくように延びている。また、支持枠の下端部（固定フレームの下端部）の幅は、可動柄の幅よりもやや大きく形成されているため、支持枠の右側端縁方向に少しはみ出ている。

張出部には、支持枠の右側端縁から第1枢支ピンの手前の位置にかけて面外方向に突出した略矩形の補助部が形成されている。また、補助部の上部から上方に向かって所定の範囲に亘って円弧状に延在する長孔が形成され、更に、補助部の下部から下方に向かって所定の範囲に亘って円弧状に延在する長孔が形成されている。これら2つの長孔は、第1枢支部を中心とする円弧上に形成されている。

#### b 可動フレームの態様

可動フレームは、その中間部に正面側及び背面側に突出する第2枢支ピンを有している。この第2枢支ピンは、可動柄の開閉に応じて、固定フレームの長孔内又は補助部の内側に位置している。

可動フレームの下端部は、右方に大きく、左方に小さく張り出しているため、可動フレームの下端部の幅は、可動柄の幅よりも大きく形成されて

いる。

可動柄は、その右側上端が可動フレームの右側下端に位置するように可動フレームに連設されている。また、可動フレームの左側下端は柄を閉じた状態において、固定フレームの右側下端部に当接するように形成されている。

c 固定連結部及び柄部の連結態様

ジョイント部は、固定連結部の中心線が固定柄及び可動柄の中心線と交差するよう、固定連結部、固定柄及び可動柄を連結している。

その結果、固定柄と可動柄は、両柄が閉じている状態において、固定連結部の中心線からほぼ同じ角度で開いている。

(ウ) 固定連結部の態様

可動連結部の下端部は、第2枢支ピンを介して可動フレームと連結されている。

(エ) 刃部の態様

a 固定刃の態様

固定刃は、湾曲部と、湾曲部の下端に連設された可動刃連結部とを有する。可動刃連結部の外周縁部には角状の引掛部が形成されている。正面図において、可動刃連結部の下部は、固定連結部の上端に設けられた円筒状取付具の左側タグ状部にねじ止めして取り付けられている。

b 可動刃の態様

可動刃は、扇状に形成された刃と刃の基部から延設された延長部とを備え、この刃の基部と可動刃連結部とを係合する係合ピンにより、固定刃に取り付けられている。また、延長部の端部は、固定連結部の上方に位置し、可動連結部の上端と第3枢支ピンを介して連結されている。

(3) 本件登録意匠の要部

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである（意匠法24条2項）。したがって、その判断に当たっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。

そこで、まず、本件登録意匠の要部について検討する。

ア 長柄鋏の性質、用途、使用態様等

本件登録意匠に係る物品である長柄鋏は、枝の剪定作業等を行うためのものであり、柄を長くしたことにより、脚立等を使用せずに、高所等手の

届きにくい箇所の剪定作業等を可能にする実用品である。

そして、需要者は、長柄鋏を使用する際、すなわち剪定作業等をする際には、長柄鋏の刃を剪定しようとする枝の方向に近づけて剪定するのであるから、必然的に長柄鋏の刃の部分に注目することになる。また、需要者が長柄鋏を購入する際には、どの程度の太さの枝が剪定できるか、またどの程度の高さにある枝が剪定できるかを考慮するものと考えられるから、需要者は刃部の形状や長柄鋏全体の長さに注目すると考えられる。

また、柄部は、需要者が実際に枝を剪定する際に両手で握持して力を加える部分であり、その長さによって、持ち易さや剪定の際に必要な力の強さが異なってくるものである。そうすると、需要者が長柄鋏を購入する際には、柄部の形状や、同部が長柄鋏全体に占める長さの割合にも注目すると考えられる。

#### イ 公知意匠

本件意匠登録の出願日（平成6年5月12日）より前に存在した長柄鋏に係る公知意匠としては、平成元年10月26日に公開された公開実用新案公報（実開平1-155739号：乙1）の第1図の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠1）、昭和62年9月22日に公開された公開実用新案公報（実開昭62-149943号：乙2）の第8図の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠2）、昭和61年7月2日に公開された公開実用新案公報（実開昭61-104055号：乙3）の第7図の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠3）、昭和55年6月2日に公開された公開実用新案公報（実開昭55-79861号：乙4）の第1図ないし第3図の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠4）、昭和51年4月19日に公開された公開実用新案公報（実開昭51-51261号：乙5）の第1図の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠5）、昭和57年7月5日に発行された意匠公報（意匠登録579658号：乙6）の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠6）、昭和58年6月23日に発行された意匠公報（意匠登録603159号：乙13）の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠7）、昭和52年6月15日に発行された意匠公報（意匠登録450376号：乙14）の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠8）、平成5年11月17日に発行された意匠公報（意匠登録884468号：乙15）の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠9）、平成3年8月19日に発行された意匠公報（意匠登録816202号：乙17）の意匠（別紙先行意匠の先行公知意匠11）が認められる。

なお、被告は、公知意匠として乙第16号証の意匠公報（別紙先行意匠の先行公知意匠10）を提出し、さらに周知例として、乙第7号証ないし

第12号証の意匠公報等を提出するが、これらはいずれも本件意匠登録出願日後に発行ないし公表されたものであるから、直ちにこれらを公知ないし周知である意匠として参酌することはできないというべきである。

#### ウ 検討

(ア) 前記アで検討したとおり、長柄鋏の需要者は、刃部の形状、長柄鋏の長さ、長柄鋏全体に占める固定連結部や柄部の長さの比率及び柄部の形状について注目すると考えられる（もっとも、長柄鋏の長さ自体は本件登録意匠の要素ではない。）。

また、前記イで指摘した公知意匠によると、刃部、固定連結部及び柄部を有する長柄鋏自体は本件意匠登録出願前に既に公知であったといえるが、刃部の具体的形状については様々なものがあり、少なくとも、本件登録意匠における刃部は固定刃の刃部が大きく湾曲し、これに扇状刃を有する可動刃が連結されているという特徴的な形状を有しているところ、上記形状が本件意匠登録出願前に公知であったと認めることはできない。また、長柄鋏全体に占める固定連結部及び柄部の各長さの比率についても、本件登録意匠と同様のものは見当たらない。

したがって、本件登録意匠の刃部の形状及び長柄鋏全体に占める固定連結部及び柄部の各長さの比率については、需要者の注意を惹く部分であると認められる。なお、被告は、本件登録意匠と本件類似意匠とは固定連結部の長さが異なるから、各部の比率は本件登録意匠の要部とならない旨主張する。たしかに、類似意匠が登録されている場合において、登録意匠と類似意匠の共通点は要部を推認させる根拠となり得るが、類似意匠との共通点しか要部たり得ないというものではないというべきである。むしろ、本件の場合、本件類似意匠が登録されたことによって、本件登録意匠において、刃部の形状が最も重要な特徴点であるといえることができる。

(イ) 柄部の形状については、もともと固定柄と可動柄からなる2本の柄と固定連結部をジョイント部で締結するという本件登録意匠と同様の構成態様が上記先行公知意匠2、同3及び同6において採用されている上、本件登録意匠における柄部の形状はシンプルであり、本件登録意匠において、柄部の形状が需要者の注意を惹くとは認め難い。

(ウ) 上記に対し、被告は、本件登録意匠において、ジョイント部の形状が要部である旨主張する。しかし、ジョイント部は固定連結部と固定柄及び可動柄を締結する部分にすぎず、この部分に特段の創作があるのであればともかく、長柄鋏を使用する際や購入する際において、刃部や、全体の長さや柄部の長さとのバランスに比べると、需要者がジョイント部に注目する度合いが高いとは考えにくい。



したがって、ジョイント部の形状が需要者の注意を惹くとは認められない。

(エ) 以上より、本件登録意匠の要部は、刃部の形状及び長柄鋏全体に占める固定連結部や柄部の長さの比率であると認めるのが相当である。

#### (4) 本件登録意匠と被告意匠との類否判断

前記(1)及び(2)で認定した本件登録意匠と被告意匠の構成態様に基づき、両意匠の基本的構成態様及び要部を中心とする具体的構成態様に係る共通点及び差異点を抽出した上、両意匠の類否判断を行うこととする。

##### ア 基本的構成態様

前記(1)、(2)のとおり、両意匠の基本的構成態様は同じである。

これによると、両意匠は、刃部と固定連結部及び持ち手部の比率が、およそ1：7：4である点で共通する。

##### イ 具体的構成態様における共通点（刃部の形状）

###### (ア) 固定刃の態様

両意匠とも、固定刃は、湾曲部と湾曲部の下端に連設された可動刃連結部とを有する。

また、上記湾曲部は、大きく湾曲し、円弧の一部を構成しているが、その湾曲の度合い（円弧の大きさに相当する。）や、湾曲に沿った刃の幅はほぼ一致している（この形状をとることにより、太い枝を剪定するに当たり、湾曲部に枝をはめ込んだ上で切断することができると考えられる。）。

###### (イ) 可動刃の態様

両意匠とも、可動刃は、扇状に形成された扇状刃と、扇状刃の基部から延設された延長部とを備え、扇状刃の基部と固定刃の可動刃連結部とを係合する係合ピンにより、固定刃に取り付けられている。また、延長部の端部は、固定連結部の上方に位置し、可動連結部の上端と第3枢支ピンを介して連結されている。

そして、扇状刃の形状は、刃の反り方や、刃の幅を含めた全体の形状において、ほぼ一致している。

##### ウ 具体的構成態様における差異点（刃部の形状）

###### (ア) 固定刃の態様

本件登録意匠では、可動刃連結部の下端は、固定連結部の上端に設けられた取付具に一体的に取り付けられているのに対し、被告意匠では、可動刃連結部の下端は、固定連結部の上端に設けられた取付具にねじ止めして取り付けられている。また、被告意匠には、可動刃連結部の外周縁部に角状の引掛部が形成されているが、本件登録意匠ではこのような引掛部は形成されていない。さらに、被告意匠は、本件登録意匠に比べ、固定刃の先

端（各意匠の説明図面の上側）がやや伸びている。

(イ) 可動刃の態様

本件登録意匠では、扇状刃の基部に延接する延長部の形状が「く」の字状に形成されており、同部分の底辺が直線状であるのに対し、被告意匠では緩やかに湾曲している。

エ 検討

(ア) 要部に係る共通点・差異点について

上記アのとおり、本件登録意匠と被告意匠とは基本的構成態様が完全に共通する上、要部の1つといえる長柄鋏全体に占める固定連結部及び柄部の各長さの比率において共通している。

また、具体的構成態様のうち刃部の形状は、本件登録意匠における最も重要な特徴点であるといえるところ、上記イで認定したとおり、両意匠は、固定刃及び可動刃の形状において、ほぼ一致している。

これに対し、上記ウで認定したとおり、本件登録意匠では、可動刃連結部の下端は、固定連結部の上端に設けられた取付具に一体的に取り付けられているのに対し、被告意匠では、可動刃連結部の下端は、固定連結部の上端に設けられた取付具にねじ止めして取り付けられている。しかし、需要者は、刃部の形状自体については、長柄鋏における最も重要な機能を有する箇所であるため、注目するものの、そのなかでも、刃部の刃体の形状に関心が集まるのであり、その取付部に対する関心の度合いは高いとは考えられない。そして、両意匠とも、固定連結部の上端にある円筒状取付部の側面に垂直方向に取り付けている点で共通しており、被告意匠の方がタグ状の取付部があるため頑丈な印象を与える程度の違いにしか過ぎない。

また、上記ウで認定したとおり、両意匠の固定刃の形状について、被告意匠には角状の引掛部が形成されているのに対し、本件登録意匠にはこのような部分は形成されていない。しかし、上記引掛部は、固定刃に1つの機能を付加するために取り付けられたものであるが、上記引掛部の形状は、刃自体の有する機能とは別の機能を付加したに過ぎず、しかも、刃部全体の大きさに占める割合が小さいことからすると、上記引掛部が加わることによって、元の形状と一体化し、別の美感を生じさせるものではないというべきである。

そうすると、これらの差異点が看者に与える印象は大きくなく、上記共通点から受ける印象を凌駕するものとはいえない。

なお、上記ウで認定したその余の差異点については明らかに微差の類であり、需要者の美感に影響を及ぼすものではない。

(イ) ジョイント部の差異点について

a 被告は、本件登録意匠のジョイント部が要部であり、被告意匠とは要部の構成態様において異なっているから、両意匠は類似しないと主張する。この点、前記(3)ウで説示したとおり、本件登録意匠において、ジョイント部を要部と認めることはできないが、仮に要部ではない部分に係る差異であっても、被告意匠において特徴的な形態を採用していることにより、全体としての美感を異ならしめるに至ったような場合には、全体として類似しない場合も考えられ得る。そこで、以下、かかる観点からジョイント部の形態について検討する。

b 前記(1)イ(イ)及び(2)イ(イ)によれば、本件登録意匠と被告意匠におけるジョイント部の形状は、以下の点において異なる（被告は、以下に掲げたもの以外にも、ジョイント部にかかる細かい差異点を網羅的に主張するが、以下に掲げたもの以外は、全体の美感に影響を与えない微差にすぎない。）。

すなわち、本件登録意匠の固定フレームの支持枠は、正面視において、上端部から下端部に行くに従って幅が狭くなるように形成され、かつ細長い帯状に形成されているのに対し、被告意匠の支持枠は、正面視において上端から中間部に行くに従って幅が広くなるように形成され、かつ中間部から下端に行くに従って幅が狭くなる形状に形成されている。また、被告意匠の支持枠の左側端縁中間部には、本件登録意匠とは異なり、外側方向に半円状に突出する膨出部が形成され、右側端縁には、支持枠の中心線の右方に張り出した張出部が形成され、同張出部には、支持枠の右側端縁から第1枢支ピンの手前の位置にかけて、面外方向に突出した略矩形の補助部が形成されている。また、補助部には、第1枢支部を中心として円弧状に延在する長孔が2つ形成されている。

しかし、前記(2)イ(イ)のとおり、2つのリブの存在により、上記膨出部による差異は目立たなくなっている。

また、もともとジョイント部は本件登録意匠における要部ではない上、ジョイント部に係る被告意匠は、本件登録意匠に比して、若干の補強を加えたという印象しか与えず、これ自体について部分意匠の登録がなされているとしても、被告意匠全体の美感に与える影響は大きいとはいえない。

c また、被告は、本件登録意匠の固定柄及び可動柄は、左右非対称に配設され、片足立ちを想起させる態様となっており、安定せず、繊細で華奢な女性的な印象を与える美感を有しているのに対し、被告意匠の固定柄及び可動柄は、左右対称に配設され、仁王立ちを想起させる態様となっており、どっしりと安定した男性的な美感を有していると主張し、その結果、被告意匠では、使用者のそれぞれの手にかかる重量のバランスが良く、持

ち易く、扱い易い印象を有する美感を表出しているとも主張する。たしかに、別紙本件登録意匠の説明図面の【正面図】と別紙被告意匠の説明図面【正面図】のように、固定連結部に中心線を引いて両者を比較対照すれば、そのような差異も認められるのであるが、かかる差異は、このような中心線を引かなければ容易に気づかないものであり、需要者に扱い易いとか扱いにくいといった印象を与えるものとは認め難い。

d よって、被告が主張する要部以外の差異点が被告意匠全体の美感に大きな影響を与えるとは認められない。

オ 以上のとおり、被告意匠においては、本件登録意匠との共通点から受ける印象が、差異点に係る具体的な形状の違いから受ける印象を凌駕しており、両意匠が視覚を通じて起こさせる全体としての美感を共通にしているといえることができる。

よって、被告意匠は、本件登録意匠と類似すると認められる。

## 2 争点2（本件意匠登録が意匠登録無効審判により無効とされるべきものか）について

被告は、本件登録意匠の要部がジョイント部の態様等になく、刃部：固定連結部：持ち手部の比率にあるならば、容易に本件登録意匠を創作することができたものであるから、本件意匠登録は意匠登録無効審判により無効にされるべきものであると主張する。

しかし、前記1(3)で認定したとおり、本件登録意匠の要部は上記比率のみにあるわけではない上、ジョイント部の態様が要部でないということのみをもって、全体の意匠を容易に創作できたことにはならない。

よって、本件意匠登録が意匠登録無効審判により無効とされるべきものとは認められず、被告による被告製品の製造販売は、本件意匠権を侵害するものと認められる。

## 3 争点3（損害の額）について

### (1) 原告会社に生じた損害の額

#### ア 原告会社の独占的通常実施権

証拠（甲7）及び弁論の全趣旨によれば、原告会社は、遅くとも平成21年9月1日以降、本件登録意匠の実施品である長柄鋏を製造販売していたことが認められる。また、証拠（甲6）によれば、原告会社の代表取締役であり、本件意匠権者である原告Pは、平成22年7月21日、原告会社に本件意匠権の独占的通常実施権を明示的に許諾したことが認められ、他方で、他に本件意匠権を実施している者がいるとは認められない。

そうすると、遅くとも被告が被告製品の製造販売を開始した平成21年9月以降は、原告会社は原告Pから本件意匠権にかかる独占的通常実施権

を黙示に許諾されていたと推認するのが相当であり、これを覆すに足りる証拠はない。

よって、遅くとも平成21年9月以降、原告会社は、本件意匠権に係る独占的通常実施権を有していたと認められ、被告は本件意匠権を侵害することにより、原告会社の独占的通常実施権をも侵害したものと認められる。

イ 原告会社の逸失利益

被告が平成21年9月から同22年8月末日までの間に、別紙月別売上一覧表記載のとおり被告製品を706本製造販売したこと、その売上額合計が176万5431円であること、及び被告製品1本当りの利益が678円であることには争いが無い。

したがって、意匠法39条2項により、被告の得た利益である47万8668円が原告会社の損害と推定される。

ウ 弁護士費用

本件事案の内容や認容額などを考慮すると、被告による本件意匠権侵害（原告会社の独占的通常実施権侵害）と相当因果関係のある弁護士費用相当額の損害は10万円と認めるのが相当である。

エ 以上より、原告会社に生じた損害は57万8668円と認められる。

(2) 原告Pに生じた損害の額

ア 被告による被告製品の製造販売は本件意匠権を侵害する行為であるところ、前提事実(1)のとおり、原告Pは本件意匠権を有する者であるから、意匠法39条3項により、原告Pにも相当額の損害が発生したものと認められる。

イ そして、前記(1)イのとおり、被告は平成21年9月から同22年8月末日までの間、被告製品を製造販売したことにより売上合計176万5431円を得たのであるところ、本件意匠権の実施料率を1%としても、実施料相当損害金の額は、原告Pが請求する1万4360円を超えることが認められる（同原告は、原告会社の損害額の3%に相当する額の損害が生じたと主張している。）。そうすると、意匠法39条3項により、原告Pには、少なくとも、1万4360円の損害が生じたものと認めるのが相当である。

(3) 原告らの損害賠償請求権相互の関係

原告らは、原告らそれぞれの損害賠償請求権の関係について、いわゆる不真正連帯債権の関係に立つ旨主張しており、原告らの損害賠償請求権は、重複する1万4360円の限度において、連帯債権として行使されるべきである。

## 第4 結論

以上のとおりであるから、原告らの請求は、主文記載の限度で理由があるので、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1．この判決でも裁判所は、意匠法24条2項の規定を引用し、登録意匠とそれ以外の意匠（被告意匠を含む）が類似であるか否かの判断は、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うもの」とすると説示する一方で、「その判断に当たっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分を要部として把握した上で」と説明を付加し、「両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。」とも説示する。

このような侵害裁判所における説示は、A-45の東京地裁判決でもなされていることを思い出した。ということは、このような判断法に関する説示は、当該裁判所が独自に思考した理論に基づいているものではないことを意味するから、説得力がない。なぜ裁判所では意匠の類否判断法について独自の立場でよく考えた理論を打ち出さないのだろうか。ということは、上記のように誰かが言っていることを並べているだけでは、結局、裁判をしたことにはならず、裁判所に対する信頼を喪失することになる。

しかしながら、判断するまでに必要な各要素を考えた上で、公知意匠も見て、意匠の要部を把握しなければならない仕事を、裁判官はしなければならないとは、一体意匠法のどの規定が、そのように解釈させているのだろうか。法24条2項の規定にはそのように解さねばならないとは含まれていない。もしそのような解説を何人かが書いているとすれば、その者は意匠の類似とかその類否判断について、全く理解していない者といわざるを得ないのである。

2．本件登録意匠は、法3条1項及び2項の規定によって、工業上利用することができる意匠の創作をした者に対し、その意匠が新規かつ創作力があつたことを条件に与えられたのであるから、それ以外の要素は無用である。

意匠の要部とは、「意匠の創作の要部」以外の何にもものでもないのであるから、出願前公知の意匠のこと及び創作力のない意匠のこと以外のことについて考える必要はないのである。

そこで、判決は、本件登録意匠の要部について2つの点について検討している。その一は当該物品の性質、用途、使用態様等について、その二は公知意匠についてである。

前者について判決は、意匠の要部ではなく、意匠に係る物品の要部について

認定していることは、誤りである。即ち、長柄鋏という剪定作業用鋏が固有する形態とは、当該物品における基本的形態のことを意味するのであり、その形態抜きには長柄鋏は存在しないことを意味する。また、判決は、人的基準を需要者（消費者）において、彼らが当該商品を購入する時に注目する部分について論じている。しかし、意匠法には物品や当業者は登場しても、商品や需要者は全く登場していないから、判決の説示は誤認に基づいたものといわざるを得ない。➡意匠法を商標法や不競法と混同してはならない。

後者について判決は、本件登録意匠の出願前公知の意匠として多数の登録意匠公報や公開実用新案公報を引用し、本件登録意匠の特徴は刃部の形状にあると把握し、柄部の形状にはないと認定したが、この要部とは創作上の要部のことである。

その結果、両意匠の共通点から受ける印象が差異点に係る形状の違いから受ける印象を凌駕し、視覚を通じて起こさせる全体の美感は共通していると認定し、被告意匠は本件登録意匠に類似すると判断した。ただこの印象や美感とは、付け足し的に記載したものと思われ、決め手にはなっていない。

本件登録意匠には、類似1号意匠の登録があったことも有力な意匠要部の把握の要素となったといえる。（1996年11月18日出願・1998年6月26日設定登録）

3．被告は本件登録意匠に対し多数の公知意匠を引用して登録無効事由があると主張したが、裁判所はこれらの公知意匠の中に本件意匠と類似する意匠は認められないと判断し、被告の主張を否認した。

4．なお、本件判決文にはイ号物件の図面の開示がなされていないので、正確な論説をすることができなかつたのが歯がゆい思いである。裁判所としては、なぜ被告意匠の図面を判決文に添付しないのだろうか。

〔牛木 理一〕

〔本件登録意匠〕

正面図



背面図



平面図



底面図



左側面図



右側面図





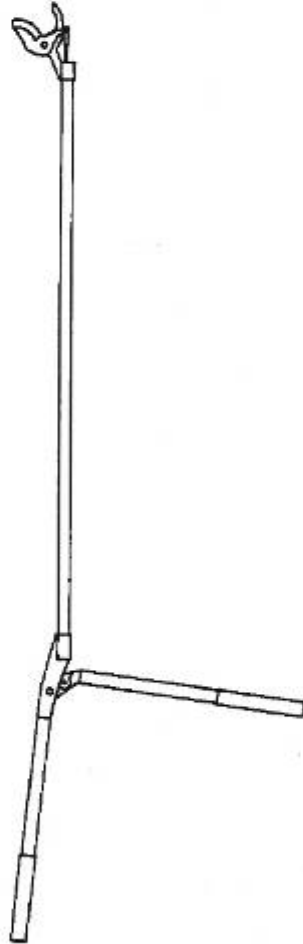
拡大平面図



拡大底面図



ハンドルを回転させた  
状態を示す正面図



[ 類似第 1 号意匠 ]

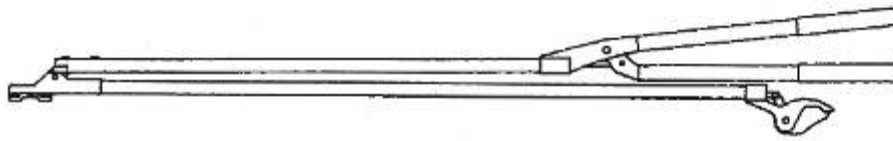
正面圖



左側面圖



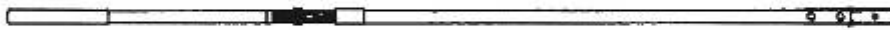
背面圖



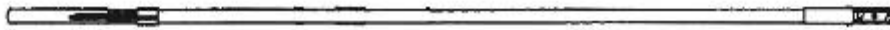
右側面圖



平面圖



底面圖



左側面拡大図



右側面拡大図



柄部分を伸ばした  
状態を示す参考図



ハンドルを回動させた  
状態を示す参考図



別紙

〔 被告製品目録 〕

長柄鋏

品 番 K-8004